

医療機関への受入要請に関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件は、救急隊から搬送先病院の連絡を受けた当直の救命指導医が救急隊の指定した病院ではない病院に受入要請を行った、また、その事後対応が行われていない、と指摘する通報である。</p>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>1 前提事実 所属の調査によれば、令和3年某日夜間に、救急隊から消防指令センターの心肺機能停止傷病者受入専用ホットライン（以下「Cライン」という。）に連絡が入り、救命指導医であるA医師が対応した。救急隊からの連絡事項には、直近医療機関がX病院であることやX病院までの所要時間等が含まれており、A医師は救急隊に対し「はい、分かりましたお待ちください。」と返答しておきながら、Y病院に受入要請を行い、Cラインに連絡の入った2分後にY病院に受入れの了承が得られたことから、救急隊に対しては病院名を告げずに「受入れOKです。」などと伝えた（以下「本件事案」という。）。</p> <p>2 判断 (1) 救急規程第23条及び救急規程実施要領第11の2の規定によれば、搬送先病院は、救急隊が決定するとされていること、さらに、横浜市救命指導医マニュアル（以下「マニュアル」という。）によれば、救命指導医が搬送先病院へ連絡することとされ、特に「Cラインで病院連絡を実施する際には、必ず相手先医療機関名を確認し、連絡間違えの無いように注意してください。」などと注意喚起とともに、救急隊と救命指導医の具体的な交信例として救急隊の指示する直近病院の名称を復唱することが例示されていることなどを認めることができる。 そうすると、本件事案においては、A医師は、救急隊から連絡を受けた搬送先病院とは異なる病院に受入れの連絡をしたものとして、マニュアルに反したものといえることができる。</p> <p>(2) ところで、通報者においては、「救命指導医が行った行為が明らかにされていない。」、「指令管制員が行った事務処理ミスとは異なり、事務局として局救急部に報告されるだけだった。」などと指摘するので検討するに、所属提出の証拠によれば、本件事案については、少なくとも、本件事案が発生した翌朝に救急課係長から司令課に対して同日及び翌日に勤務する救命指導医へ事案の共有と再発防止についての依頼がなされたこと、さらに本件事案が発生した3日後には、全救命指導医が登録されているメーリングリストにて、事案の共有及び再発防止のメールが発信され、救命指導医から救急隊へ搬送先医療機関の受入確認ができた際には、「〇〇病院、受入れOKです。」というように医療機関名を伝えることが改めて周知されるとともに、Cラインを受ける電話機のそばに注意喚起のシートを掲示されたことなどの事実を認めることができる。 そうすると、事後対応が行われていないとする通報者の指摘は必ずしも当たらないといえるが、一方で、救急業務は市民の生命にもかかわる業務であり、搬送先の病院を誤り、受入を拒まれた場合には、傷病者等の容態によっては大きな影響を及ぼす可能性を否定できない以上、本件事案を容易く看過することはできない。 この点、所属は、「これまで、救命指導医として新たに採用された指導医に対する教育の中では、病院連絡時の注意喚起を行っていましたが、改めて、教育を徹底します。」、「インシデント事案等が発生した時には、必要に応じ横浜市メディカルコントロール協議会（指示・指導委員会）に報告し、再発防止に必要な取組を行います。」などと今後の方針を述べるのであるが、他方において、「（A医師の対応について）救急隊が報告した医療機関と異なった医療機関に連絡した事実はあったものの、市民等への影響はありませんでした。」などと述べるなど、本件事案の重大性につき、どれほどの危機意識を共有し得たというのか、疑問なしとしない。 よって、本委員会としては、所属に対し、救命指導医はもとより救急搬送に関わる全ての職員に対して、対応手順遵守の徹底を定期的、継続的に注意喚起するなど、再発防止の取組を着実に進めていくことを求めることとして、対応を終了する。</p>
<p>本市の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件事案が発生した翌日及び翌々日に勤務する救命指導医に対して、事案の共有と再発防止について指示をした。また、本件事案が発生した3日後には、全救命指導医が登録されているメーリングリストにて、本件事案の共有と再発防止のメールを発出し、その際、救命指導医から救急隊へ、搬送先医療機関の受入確認ができた際には、「〇〇病院、受入れOKです。」というように医療機関名を伝えることを、改めて周知した。 ・救命指導医台及び救命指導医の休憩室に設置してあるCラインを受ける電話機のそばに、誤りやすい病院名について、注意喚起のシートを掲示した。